

## 除雪ボランティア団体に 小型除雪機を貸し出します

冬期間の市道(歩道)除雪するため、貸出用の小型除雪機24台を導入しました。12月から除雪ボランティア団体に貸し出します。小型除雪機の貸し出しは、各支所・各住民センターで行いますが、あらかじめ除雪ボランティア団体の登録が必要となりますので、お早めにご登録ください。

### 貸出の概要

#### 貸出用小型除雪機

ヤンマー製JS-1071C,E 71cm除雪幅タイプ

#### 貸出時間

1回当たり4時間(事情により最大8時間)

燃料代 燃料は市で支給

#### 機械運搬

貸出機械は、借り受けする団体に運搬願います。軽トラック等へ乗せるブリッジも一緒に貸し出します。



### 除雪ボランティア団体の登録

自治会、地域内の任意団体、個人等で組織された団体が除雪ボランティア団体として登録ができます。

- ①「除雪ボランティア活動申請書」を提出の際に、貸出品の記入欄に「小型除雪機」と記載する。
  - ②作業安全確保のため2人以上の登録が必要です。
- ※ボランティア団体の登録および詳細については下記までお問い合わせください。

#### ◎問い合わせ…

道路維持課維持係 ☎(55)5125  
 安達支所産業建設課 ☎(23)9053  
 岩代支所産業建設課 ☎(65)2806  
 東和支所産業建設課 ☎(66)2503

◎問い合わせ…  
 道路維持課維持係  
 ☎(55)5125

※緊急の場合、道路通行の支障になる枝などを予告なく伐採・撤去することがあります。

・樹木や竹の繁茂により通行への障害またはその恐れがある。  
 ・道路、歩道へ樹木の枝や竹が張り出している。  
 ・枯れ木、折れ枝などによる通行への障害またはその恐れがある。

## 道路の除雪作業に ご協力ください

市では、15cm以上の積雪(15cm以上の積雪が予想される場合も含む)があった場合、通勤通学や市民生活に支障が生じないように市道の除雪を行っています。安全で迅速な除雪作業に努めていきますが、市民の皆さんにも、次のことについてご理解とご協力をお願いします。

### 雪を道に出さない

道路へ雪を出すことは思わぬ事故の原因となります。

### 路上に駐車しない

除雪作業に支障を来します。特に夜間や吹雪の際には事故につながる恐れがあります。

### 除雪車に近寄らない

除雪車には死角が多く、巻き込まれると大きな事故につながります。

### 出入口は各戸で除雪をしてください

除雪作業により、戸口や車庫などの前に寄せられた雪の処理についてご協力ください。

### 豪雪時の不要な外出は控えましょう

大雪警報発令時は、通行困難な道路が発生しますので、できるだけ外出は控えましょう。

■降雪状況によっては、通勤通学等の時間帯までに道路交通を確保するため、深夜または早朝からの除雪作業を行います。除雪車の騒音や振動でご迷惑をお掛けする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

■除雪車が通った道路は、気象条件等により滑りやすくなる場合がありますので、通行時には十分にご注意ください。

■凍結など路面状況に応じ、坂道などに塩化カルシウムや砂を散布していますが、急激な気象の変化に対応できない場合もありますので、常に安全運転を心掛けてください。

※降雪量や時間帯などにより除雪作業の進み具合も変わり、皆さんが満足するような対応ができない場合もあります。

#### ◎問い合わせ…

【市道の除雪】道路維持課維持係 ☎(55)5125  
 【県道等の除雪】福島県二本松土木事務所業務課 ☎(22)1151

道路に  
張り出した  
樹木等の伐採の  
お願い

隣接する個人宅等や山林から道路上に枝や竹などが張り出している事例が見受けられます。張り出した枝等は、道幅を狭く感じさせ、歩行者や通行車両の事故につながる恐れがあります。

次のような場合、土地の所有者の方は樹木等の伐採または枝打ちをお願いします。